

障害福祉関係計画の位置づけ，検討体制等について（概要）

1 計画の位置づけ

市町村にて定める障害福祉に関する計画は，以下の3つの計画があります。

障害者計画 (障害者基本法)	市の障害者のための施策全般に関する基本的な計画 (計画期間：6年)
障害福祉計画 (障害者総合支援法)	市の障害福祉サービス，相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（計画期間：3年）
障害児福祉計画 (児童福祉法)	市の障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画（計画期間：3年）

国分寺市では，「障害者計画」を推進するための具体的な取組を定める「障害者計画実施計画」も含み，4つの計画を一体として策定しています。

2 国分寺市における障害福祉関係計画の推移



令和6年度から8年度までを計画期間とする「第4次国分寺市障害者計画実施計画（後期）」「第7期国分寺市障害福祉計画」「第3期国分寺市障害児福祉計画」を今後策定します。

3 他の計画との関係

「国分寺市障害者計画」「国分寺市障害者計画実施計画」「国分寺市障害福祉計画」及び

「国分寺市障害児福祉計画」は、「国分寺市総合ビジョン」や市のその他の関連計画との整合性を図ります。

4 計画の検討体制

次期計画の内容について、国分寺市障害者施策推進協議会で検討します。

- 「国分寺市障害者（児）施策に関するアンケート調査」について、調査内容の検討、結果の反映を行います。
- 「関係団体懇談会」において、障害者団体、障害福祉サービス事業所等から聴取した意見の反映を行います。
- 地域課題について継続的に検討している「国分寺市障害者地域自立支援協議会」と、計画策定について連携を図ります。

■計画の検討体制イメージ図

